

○令和5年度集団指導に係る質問フォーム回答一覧【修正版】

受付番号	質問対象講義名	質問事項	回答	回答担当課
GU00000440	地域生活支援事業について	移動支援のサービス提供報告書について 新しい『かながわシステム』を導入の際、お電話で障害福祉課の方より「今後は利用者様には、かながわシステムで作成されるサービス提供実績記録票に確認印をいただければよい」とご説明がございましたが集団指導の資料には記載がありません。移動支援のサービス提供の際、利用者様から確認を頂く書類は前年度から変更がなく、「サービス提供報告書」のままで間違いはないのでしょうか？	前年度以前と同様に、「サービス提供報告書」にて、利用者様に確認していただいております。 なお、新しいかながわシステムから出力される「サービス提供実績記録表」にて確認していただくことも可能ですが、この場合であっても、サービスの提供の都度、確認印またはサインをもらう必要がありますので、御注意ください。	障害福祉課
GU00000564	事業所運営について（指定・指導関係）	情報公表制度WAM-NE Tについて、年に1度更新が必要となっているが、WAM-NE Tのページにて情報が更新されていない、もしくは情報が古い事業所については「閉所」「事業停止状態」という理解であっているか？	WAM-NE Tのページにて情報が更新されていない、もしくは情報が古い事業所に関しては、情報が更新されている旨の申請がなされていない、もしくは、申請済みだが当該の承認が行われていないか、いずれかに該当します。 当該での承認作業は順次行っておりますので、すでに申請済みの場合は、いましばらくお待ちください。	障害者施設指導課(事業者指導担当)
GU00000652	災害対策について	訓練への地域住民の参加が努力義務となっているが、具体的にどのようなアプローチで地域住民からの協力を得るのか？	解釈通知において、指定共同生活援助事業者が避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要であるとされています。 具体的な体制づくりの方法については、事業者の判断に委ねられますが、例示として挙げますと、町内会との密接な連携体制を確保される事業者が多いと見受けられます。	障害者施設指導課(事業者指導担当)
GU00000777	事業所運営について（指定・指導関係）	P12 8.障害福祉現場の業務効率化を図るためのICTの活用のなかの、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない支援とは、コロナ等で対面が困難だという理由はなくとも、ZOOM等を使用したオンライン支援を提供してもよいということでしょうか。	ご質問いただいた「支援」とは、身体的接触を伴わない又は必ずしも対面で提供する必要のない委員会等のことを指します。運営基準や報酬算定上必要となる委員会等においては、新型コロナウイルス感染症等のやむを得ない理由に関係なく、テレビ電話装置等を用いた支援が可能となります。	障害者施設指導課(事業者指導担当)
GU00000891	事業所運営について（指定・指導関係）	学校休業日の考え方について学校に確認とあったが、インフル等学級閉鎖の場合対象児童が放課後等デイサービスを使うことは可能か？またその場合は休日扱いとなるのか？ 暴風等による休校の場合も教えて頂きたいです。	インフル等学級閉鎖の場合は放課後等デイサービスの利用が可能です。 その場合は休日扱いになります。	障害福祉課
GU00000995	事業所運営について（指定・指導関係）；請求事務について	運営基準について、「事故発生時の報告」の際に誤業報告漏れが多いとの話がありましたが、誤業での報告について基準の記載はどこにありますでしょうか。書式を確認したところ記載がないように思われました。	事故報告の手順等について定めた「事故報告取扱要領」においては、「誤業」に関して明記しておりませんが、「その他必要と認められる事故」の一つとして「誤業」に関する事故の報告が必要となります。	障害者施設指導課(事業者指導担当)
GU00000995	事業所運営について（指定・指導関係）；請求事務について	共同生活援助の川崎市単独加算日割り計算について、入院や外泊については月額請求して良いとのことでしたが、以前電話問い合わせをした際には日割りでの計算をするとのことでした。いつから月額での請求をしていいことになっているのでしょうか。	共同生活援助の市単独加算について入院・外泊時の取扱いは次のとおりになります。 ・世話人体制確保加算：単価は原則月額で、外泊または入院した場合も日割する必要はありません。 ・初期加算：単価は原則月額で、外泊または入院した場合も日割する必要はありません。 ・家賃助成加算：単価は原則月額です。 なお上記のいずれの加算も入退居月は日割する必要があります。	障害福祉課
GU00001034	事業所運営について（指定・指導関係）	サービス管理者等基礎研修者について、令和5年法改正において「一定の要件を満たせば、6か月以上のOJTで実践研修が受講可能」とありますが、川崎市も同様でしょうか。資格取得に意欲的なスタッフが在籍しているのでご教示いただけると幸いです。	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者に関する告示の改正については、事務連絡を「障害福祉情報サービスかながわ」に掲載しておりますので、御確認ください。 【掲載場所】 「障害福祉情報サービスかながわ」の書式ライブラリに掲載しております。 障害福祉情報サービスかながわ (https://shougai.rakuraku.or.jp/) 「書式ライブラリ」⇒「3. 川崎市からのお知らせ」⇒「1. 川崎市からのお知らせ」⇒「サービス管理責任者に関する告示の改正、届出について」	障害者施設指導課(事業者指導担当)